



社員でない組合員を認める！ 協約等改訂交渉における議事録確認

2025年度協約等改訂交渉の経過を踏まえて、本部は9月29日、以下の内容で議事録確認を締結し、11月4日に調印しました。

2025年度協約等改訂交渉における議事録確認

(組合) 組合員数把握について、労働協約未締結の労働組合については「個人別控除額明細書」(いわゆるチェックオフリスト)以外での組合員数把握方法はあるのか。

(会社) 会社は、いわゆるチェックオフリスト等の組合側から提供された情報に基づき、各労働組合の社員たる組合員数を、必要な範囲内で適切に把握している。

(組合) 組合が組合員と認めたならば、社員でない組合員の存在を認めるのか。

(会社) 交渉委員名簿等で確認できるのであれば、社員でない組合員の存在も認めている。

以上のように、今協約改訂交渉において、組合側から社員でない組合員の存在を会社に認めさせました。

なお、調印時、以下のやり取りがありました。

(組合) 労働協約上、社員でない組合員も認めたことになることで良いか。

(会社) その通りである。

(組合) 従って、社員でない組合員も便宜供与の対象となることを確認する。